

共通事項

1 作業員

委託契約約款（以下「約款」という）第9条に定める事項については、書面により提出しなければならない。また、契約期間途中においても同様とする。

2 作業予定表の提出

乙は年間の作業予定表を4月12日までに、また、毎月の作業予定表を前月25日までに（4月にあつては4月5日までに）区役所総務課へ提出し、甲乙はこれについて協議するものとする。

3 その他

- (1) 甲の指定する本市職員とは、区役所総務課の職員とする。
- (2) 作業員が一般事務室等に立ち入り作業を行う場合は、区役所総務課に連絡して行うものとする。

清掃管理業務

1 清掃内容 前記のとおり

2 清掃回数及び日時 別表A

3 清掃方法

(1) 共通事項

- ア 作業の実施については常に火災、盗難、その他事故の発生することの無いよう十分注意すること。
- イ 作業の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲の建物・備品等を棄損した時は、直ちに甲の指定する者にその旨を通知して、その指示に従うこと。この場合において原形又は現状に復する必要がある場合には、乙の費用をもって行うこと。
- ウ 清掃機具及び材料等は、作業内容に最も適したものをを用いることとし、その使用前には必ず甲の指定する者に申し出ること。
- エ 作業の実施により移動した椅子その他の物品は、必ず元の位置に戻しておくこと。
- オ 作業員は作業中、作業服上下及び作業靴を正しく着用し、作業服胸部等に社名・氏名を明記したプレート等の証票をつけるものとする。

(2) 日常清掃

作業箇所	作業要領
ア 階段・廊下・待合ホール・エレベーター内等	(ア) マット等の備品は移動させ、砂・泥・ごみ等一切を掃き取り、マットを洗い乾かすこと。 (イ) ワックスがはげている部分については、必要に応じてワックスを塗ること。 (ロ) 電気ポリッシャーを使用し、つや出し仕上げを行うこと。 (エ) 喫煙場所のスタンド式灰皿の清掃及び洗浄を行うこと。 (オ) 待合用椅子・記載台等の拭き掃除を行うこと。 (カ) 階段手すり・自動ドア・扉・消火栓盤上の拭き掃除を行うこと。 (キ) 人通りの多い場所については、特に注意を払って砂等を掃き取ること。 (ク) 各階各課の紙くず入れ（ポリペール・コレクター等）の収集清掃を行うこと。 (ケ) ジュータン部分については、電気掃除機で十分汚れを吸い取ること。 (コ) 観葉植物に水をやること。 (ク) エレベーター内の床を掃き、手すり・鏡・ボタン等を磨くこと。

イ 便所	(ア) 床の掃き掃除をすること。 (イ) 床の水拭きをすること。汚れの多い時は無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で拭くこと。 (ウ) 汚物入れ、紙くず入れの清掃をすること。 (エ) 扉・間仕切りの拭き掃除をすること。 (オ) 洗面台を清掃し、鏡を拭き上げること。 (カ) 衛生陶器類を無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で清掃すること。 (キ) 金属部分の拭き掃除をすること。 (ク) トイレトペーパー、石けん液の補充をすること。
ウ 湯沸室	(ア) 床の掃き掃除をすること (イ) 茶殻・生ごみ等の搬出処理及び容器等の洗浄をすること。
エ ごみ集積所等	(ア) ごみ集積所を随時整理清掃すること。 (イ) 各階の指定した場所に搬出した分別済みのごみを、計量・記録を行い1階のゴミ集積場所へ搬入を行うこと。 (ウ) 搬入を行なった廃棄物の排出準備のため集計作業を行うこと。
オ エレベーター	(ア) 床を掃き、手すり・鏡・ボタン等を磨くこと。
カ 前庭・中庭及び庁舎外溝部	(ア) ごみ・落ち葉等を除去し、設置物の整理をすること。 (イ) 植栽等に水をやること。

(3)-1 定期清掃 (A) ・定期清掃 (A) 剥離共

作業箇所	作業要領
床 面	(ア) 床の汚れ、砂及びほこりを掃き取ること。 (イ) 無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤を使用して表面洗浄を行うこと。 (ウ) モップで水分を拭き取ること。 (エ) 床面乾燥後、ワックス等を塗布し、ポリッシャーでつや出し仕上げを行うこと。 (オ) 1年に1回、はく離剤等で洗浄し、新しく表面皮膜を再生すること。 (カ) その他床面の種類に応じて薬品・器具等は適宜変更して清掃すること。 (キ) 公会堂にあっては、稼働椅子を移動して清掃すること。

(3)-2 定期清掃 (B)

作業箇所	作業要領
床 面	(ア) 椅子等を机の上に上げること。 (イ) 床の汚れ、砂及びほこりを電気掃除機で十分吸い取り、汚れが目立つ箇所は無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤を使用して部分洗浄すること。 (ウ) 必要に応じて、適宜、カーペット床の補修をすること。 (エ) 公会堂にあっては、稼働椅子を移動して清掃すること。 (オ) 机の上の椅子を下げること。

(4) ジュータン清掃 (B) (手織絨毯、ウルトンカーペット等)

作業箇所	作業要領
ジュータン床部分	(ア) パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (イ) シミ等の汚れは、無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で除去すること。 (ウ) たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(5) 窓ガラス清掃

作業箇所	作業要領
窓ガラス・サッシ	(ア) 無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤で汚れを取り除き、仕上げる こと。 (イ) 作業実施にあたっては静粛にかつ足下に十分注意し、また、掃除用水の 取扱については、事務室及び通行人等に飛散しないよう特に注意すること。 (ウ) 悪臭を放つ薬品、または、建物に悪影響を与える薬品・用具類を使用し ない。また、ごみ粉等の飛散する雑巾を使用してはならない。

(6) 照明器具清掃

作業箇所	作業要領
照明器具	(ア) 無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤を使用して、反射板、ルーバ ー及び取り外したランプを拭き上げる。 (イ) 作業着手前に電気室の係員と打ち合わせを行い、感電事故等の起きない ようにする。 (ウ) 作業実施にあたっては、ほこり、清掃用水等が飛散しないよう注意する。

(7) 給水に関する水槽清掃

作業箇所	作業要領
受水槽・高架水槽	(ア) 次の項目を記載した水槽等清掃作業員及び使用機材一覧表を 1 週間前 までに甲の指定したものに提出すること。 【記載事項】 ・ 作業責任者または監督者資格氏名 ・ 作業員名 ・ 前回の健康診断月日及び結果 ・ 使用機材名称 ・ 使用消毒薬品名・量・使用濃度 (イ) 作業員の作業衣は消毒したものを作業直前に着用し、使用機材は消毒済 みのものを使用すること。 (ウ) 水槽に出入りする際は、出入口に消毒薬を置き、不用意に槽外の異物等 を持ち込まぬように洗浄と消毒を行うこと。 (エ) 排水は完全に実施し、排水後槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物 質の除去を行うこと。 (オ) 50～100ppm の次亜塩素酸水溶液で 15 分間隔で 3 回噴霧し、最後に 30 分間放置する。消毒後は十分に水洗いし、水槽満水後、残留塩素の測定を 行うこと。(0.2ppm 以上) (カ) 漏水の有無、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能点検を行うこと。 (キ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備・消毒結果報告書を甲 の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・ 作業責任者または監督者氏名 ・ 使用消毒薬品名・量・使用濃度 ・ 槽内及び給水栓末端の残留塩素濃度 (ク) 水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出 すること。

(8) 排水に関する水槽清掃

作業箇所	作業要領
雑排水槽・汚水槽	(ア) 槽内全体を清掃し、槽内沈積物質・浮遊物質・壁面等の付着物質を除去

	<p>し、甲の指定する業者に引き渡すこと。また、その際の悪臭防止、除去物質等の飛散防止に努めること。</p> <p>(イ) 槽内除去物質搬出の際には消毒を完全に行い、搬出経路及び槽出入口周辺の消毒も行うこと。除去物質は法令に従って処理すること。</p> <p>(エ) 漏水の有無、液面制御装置及び汚水ポンプ、排水ポンプ等の機能点検を行うこと。</p> <p>(ウ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検、整備消毒結果報告書を甲の指定する者に提出すること。</p> <p>【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 作業責任者または監督者氏名・ 槽内外の点検結果及び改善事項・ 汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果 <p>(カ) 水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。</p>
--	---

別表 A

項目	実施日	作業時間		備考	
日常清掃	毎日とする。	区役所	8:00～17:00	区役所	土曜・日曜・祝祭日及び甲の指定する日を除く。
		公会堂	甲乙協議する。	公会堂	甲乙協議する。
定期清掃 (A) (B)	年 5 回 (剥離月をのぞく) とする。	区役所	8:00～17:00	区役所	土曜日・日曜日・祝日に実施する。
		公会堂	甲乙協議する。	公会堂	甲乙協議する。
定期清掃 (A) 剥離、 ジュータン清掃 (B)	年 1 回とする。	区役所	8:00～17:00	区役所	土曜日・日曜日・祝日に実施する。
		公会堂	甲乙協議する。	公会堂	甲乙協議する。
窓ガラス清掃	年 2 回 (6 か月に 1 回) とする。窓枠サッシは年 1 回とする。	同上		同上	
照明器具清掃	年 1 回とする。	同上		同上	
給水に関する水槽清掃	同上	同上		同上	
空調に関する水槽清掃	同上	同上		同上	
排水に関する水槽清掃	年 2 回 (6 か月に 1 回) とする。	同上		同上	
上記以外の清掃	内訳書記載の回数を実施する。実施時期については甲乙で協議する。	同上		同上	

- (注) 1 上記表は一つの基準であるから、実施する月によって多少変更してもよい。
 2 甲乙協議の上、上記表の作業日時を変更することができる。
 3 日常清掃において甲の指定する日とは、12月29日～1月3日までとする。

1階	男子トイレ		14.20㎡		2階	西側女子トイレ		16.70㎡	
1階	女子トイレ		18.50㎡		2階	西側男子トイレ		17.80㎡	
1階	浴室		6.60㎡		2階	身障者トイレ		5.60㎡	
1階	身障者用トイレ		3.60㎡		2階	湯沸室	西側	6.00㎡	
1階	給湯室		3.00㎡		2階	湯沸室	東側	3.50㎡	
1階	ごみ集積所		11.50㎡		2階	湯沸室	税務課	7.40㎡	
1階	消防	トイレ洗濯室	11.50㎡		2階	東側女子トイレ		6.10㎡	
1階	消防	脱衣室・浴室	7.50㎡		2階	東側男子トイレ		5.80㎡	
1階	公会堂	女子トイレ	18.70㎡		2階	公会堂	男子トイレ	17.80㎡	86.70㎡
1階	公会堂	身障者トイレ	3.70㎡	98.80㎡	2階	区民ホール		46.50㎡	
1階	風除室		17.60㎡		2階	ELVホール		14.70㎡	
1階	エントランスホール		77.60㎡		2階	廊下	北側	46.50㎡	
1階	ELVホール		13.80㎡		2階	待合	風除室隣	33.20㎡	
1階	廊下	西側	117.70㎡		2階	風除室		14.40㎡	
1階	廊下	多目的室前	8.80㎡		2階	待合/廊下		83.90㎡	
1階	廊下	東側	59.70㎡		2階	通路	西側男子トイレ前	5.60㎡	
1階	廊下	旧水道局側	26.70㎡		2階	待合		204.40㎡	
1階	休憩所		7.80㎡		2階	待合	税務課前	24.00㎡	
1階	A階段		15.20㎡		2階	待合	東側	38.80㎡	
1階	B階段		5.30㎡		2階	廊下(税前)	東側	50.00㎡	
1階	C階段		16.70㎡		2階	廊下	東側	30.70㎡	
1階	消防	食堂厨房	23.70㎡	390.60㎡	2階	階段	らせん階段	59.30㎡	
1階	区民活動センター	給湯室	11.20㎡		2階	A階段		15.20㎡	
1階	1号会議室		26.50㎡		2階	B階段		16.20㎡	
1階	作業員室		16.20㎡		2階	C階段		17.30㎡	
1階	2号会議室		23.90㎡		2階	公会堂	ロビー	215.00㎡	
1階	4号会議室		114.10㎡		2階	公会堂	ホワイエ	43.30㎡	959.00㎡
1階	5号会議室		98.20㎡		2階	市税証明発行窓口		32.40㎡	
1階	男子更衣室	更衣室	20.50㎡		2階	保険年金課	相談室	6.60㎡	
1階	夜間受付		6.40㎡		2階	会計室		38.00㎡	
1階	多目的室		22.30㎡		2階	銀行派出所		6.90㎡	
1階	消防	廊下	33.30㎡		2階	相談室		9.30㎡	
1階	消防	更衣室	38.20㎡		2階	1号会議室		69.30㎡	
1階	消防	寝室	57.00㎡	467.80㎡	2階	中庭1号会議室		38.60㎡	
1階	区民活動センター		280.00㎡		2階	中庭2号会議室		38.60㎡	
1階	区民活動センター	会議室	44.80㎡		2階	税務課	女子更衣室	14.30㎡	
1階	広報相談係		79.60㎡		2階	税務課	浴室	8.70㎡	
1階	広報相談係	特別相談室	9.70㎡		2階	税務課	階段	14.30㎡	
1階	広報相談係	特別相談室	9.60㎡		2階	消防	消防警備課	150.40㎡	
1階	3号会議室		32.70㎡		2階	消防	救急隊寝室	14.40㎡	
1階	公会堂	通路	32.90㎡	489.30㎡	2階	公会堂	管理事務室	29.80㎡	
1階	行政資料室		0.00㎡		2階	公会堂	客席	305.90㎡	777.50㎡
1階	選挙管理委員会室		42.60㎡		2階	戸籍課		232.70㎡	
1階	体育書庫		0.00㎡		2階	休憩室		16.30㎡	
1階	車庫		0.00㎡		2階	保険年金課		278.80㎡	
1階	災害物資保管庫		0.00㎡		2階	保険年金課	女子更衣室	10.60㎡	
1階	消毒器具庫		0.00㎡		2階	戸籍課	証明発行窓口	46.10㎡	
1階	シャワー室		0.00㎡		2階	税務課		313.30㎡	897.80㎡
1階	機械室		0.00㎡		2階	戸籍課	書庫	0.00㎡	
1階	中央監視室		0.00㎡		2階	公会堂	喫煙室	6.70㎡	
1階	電気室		0.00㎡		2階	消防	電話交換	0.00㎡	
1階	発電機室		0.00㎡		2階	倉庫	ホール前	0.00㎡	
1階	バッテリー室		0.00㎡		2階	公会堂	廊下	0.00㎡	
1階	機械室倉庫		0.00㎡		2階	公会堂	倉庫	0.00㎡	
1階	非煙機室		0.00㎡						
1階	資材庫		0.00㎡						
1階	総合倉庫		0.00㎡						
1階	共用書庫	書庫	39.90㎡						
1階	水道局	トイレ	0.00㎡						
1階	水道局	階段	0.00㎡						
1階	水道局	浴室	0.00㎡						
1階	水道局	書庫	0.00㎡						
1階	旧洗い場仮眠室		37.30㎡						
1階	消防	機材庫	0.00㎡						
1階	消防	倉庫	0.00㎡						
1階	消防	倉庫	0.00㎡						
1階	消防	訓練室	0.00㎡						
1階	消防	受付	0.00㎡						
1階	公会堂	舞台裏	84.40㎡						
1階	公会堂	講師控室	10.77㎡						
1階	公会堂	講師控室	10.78㎡						
1階	6号会議室		25.60㎡						
1階	旧売店		19.00㎡						
1階	宿直室		14.20㎡						

ア 日常清掃(毎日)	185.50
イ 日常清掃(毎日)+(A)定期清掃・剥離	1349.60 m ²
ウ (A)定期清掃・剥離(年5回)	1245.30 m ²
エ (B)定期清掃・絨毯(年5回)	1387.10 m ²
計	4167.50 m ²

1・2階計

3階	西側女子トイレ		16.70㎡		4階	西側男子トイレ		13.20㎡	
3階	西側男子トイレ		17.80㎡		4階	西側女子トイレ		20.10㎡	
3階	湯沸室	西側	6.00㎡		4階	身障者用トイレ		6.10㎡	
3階	湯沸室	保護課	6.40㎡		4階	湯沸室	西側	6.00㎡	
3階	湯沸室	高齢・障害支援課	5.00㎡		4階	東側男子トイレ		5.70㎡	
3階	東側女子トイレ		6.10㎡		4階	東側女子トイレ		5.10㎡	
3階	東側男子トイレ		5.80㎡		4階	湯沸室	東側	3.50㎡	59.70㎡
3階	湯沸室	東側	3.50㎡	67.30㎡	4階	通路	東側	88.30㎡	
3階	通路	東側	44.10㎡		4階	休養室(男子・女子)	40.1㎡		
3階	通路	北側	20.00㎡		4階	機能訓練室		98.20㎡	
3階	通路・待合	北側	56.50㎡		4階	健診室待合い	研究室前	39.20㎡	
3階	待合	西側	45.30㎡		4階	健診室待合い	西側	88.70㎡	
3階	通路	西側	12.80㎡		4階	健診室待合い	北側	98.50㎡	
3階	通路	A階段前	35.70㎡		4階	通路	西側女子トイレ前	6.10㎡	
3階	休憩室		24.30㎡		4階	ELVホール		15.60㎡	
3階	ELVホール		12.60㎡		4階	A階段		15.20㎡	
3階	A階段		15.20㎡		4階	B階段		16.20㎡	
3階	B階段		16.20㎡		4階	C階段		15.20㎡	
3階	C階段		17.80㎡		4階	休憩室		22.50㎡	503.70㎡
3階	公会堂	通路・階段	9.60㎡		4階	福祉保健センター	研究室	42.00㎡	
3階	公会堂	和室	9.00㎡		4階	福祉保健センター	受付	18.60㎡	
3階	公会堂	D階段	10.60㎡		4階	福祉保健センター	歯科相談室	30.20㎡	
3階	公会堂	廊下	24.50㎡	354.20㎡	4階	福祉保健センター	授乳室・検査室	20.80㎡	
3階	面接室	1号会議室隣	24.70㎡		4階	福祉保健センター	組合事務室	31.20㎡	
3階	面接室	1号会議室隣	17.40㎡		4階	福祉保健センター	母子相談室	88.10㎡	
3階	男子・女子更衣室	東側	24.90㎡		4階	福祉保健センター	栄養指導室	67.50㎡	
3階	高齢・障害支援課	女子更衣室	18.70㎡		4階	福祉保健センター	試験検査室	71.80㎡	
3階	高齢・障害支援課	男子更衣室	6.30㎡		4階	福祉保健センター	健康相談室	73.80㎡	
3階	1号会議室		42.50㎡		4階	福祉保健センター	間接撮影室・操作室	70.40㎡	
3階	2・3号会議室		110.30㎡		4階	福祉保健センター	直接撮影室	31.00㎡	
3階	4号会議室		37.40㎡		4階	福祉保健センター	暗室	19.50㎡	
3階	消防	事務室	162.20㎡		4階	福祉保健センター	女子更衣室	12.10㎡	
3階	消防	署長室	23.10㎡		4階	福祉保健センター	男子更衣室	18.00㎡	595.00㎡
3階	消防	更衣室	5.60㎡		4階	会議室	東側	17.80㎡	
3階	公会堂	1号会議室	37.00㎡		4階	1号会議室		49.80㎡	
3階	公会堂	2号会議室	33.30㎡		4階	区長室		42.60㎡	
3階	公会堂	3号会議室	33.50㎡		4階	総務課		99.90㎡	
3階	公会堂	照明操作室	18.20㎡		4階	区政推進課		36.20㎡	
3階	公会堂	音響効果室	18.20㎡	613.30㎡	4階	地域振興課		103.40㎡	
3階	通路	1号会議室前	44.10㎡		4階	通路	区長室前	36.80㎡	
3階	通路・待合		85.60㎡		4階	通路・待合	総務課前	86.00㎡	472.50㎡
3階	保護課・福祉保健課		254.70㎡		4階	福祉保健センター	災害無線室	0.00㎡	
3階	生活衛生課		69.80㎡		4階	保健所	倉庫	0.00㎡	
3階	高齢・障害支援課		263.40㎡		4階	保健所	薬品庫	0.00㎡	
3階	高・障課/子ども家庭支援課		203.00㎡		4階	保健所	保健所倉庫	0.00㎡	
3階	公会堂	和室	37.10㎡	957.70㎡	4階	保健所	衛生科学室	0.00㎡	
3階	サービス課	書庫	0.00㎡		4階	福祉保健センター	電話交換室	0.00㎡	
3階	(横)	倉庫	0.00㎡						
3階	センター	書庫	0.00㎡						

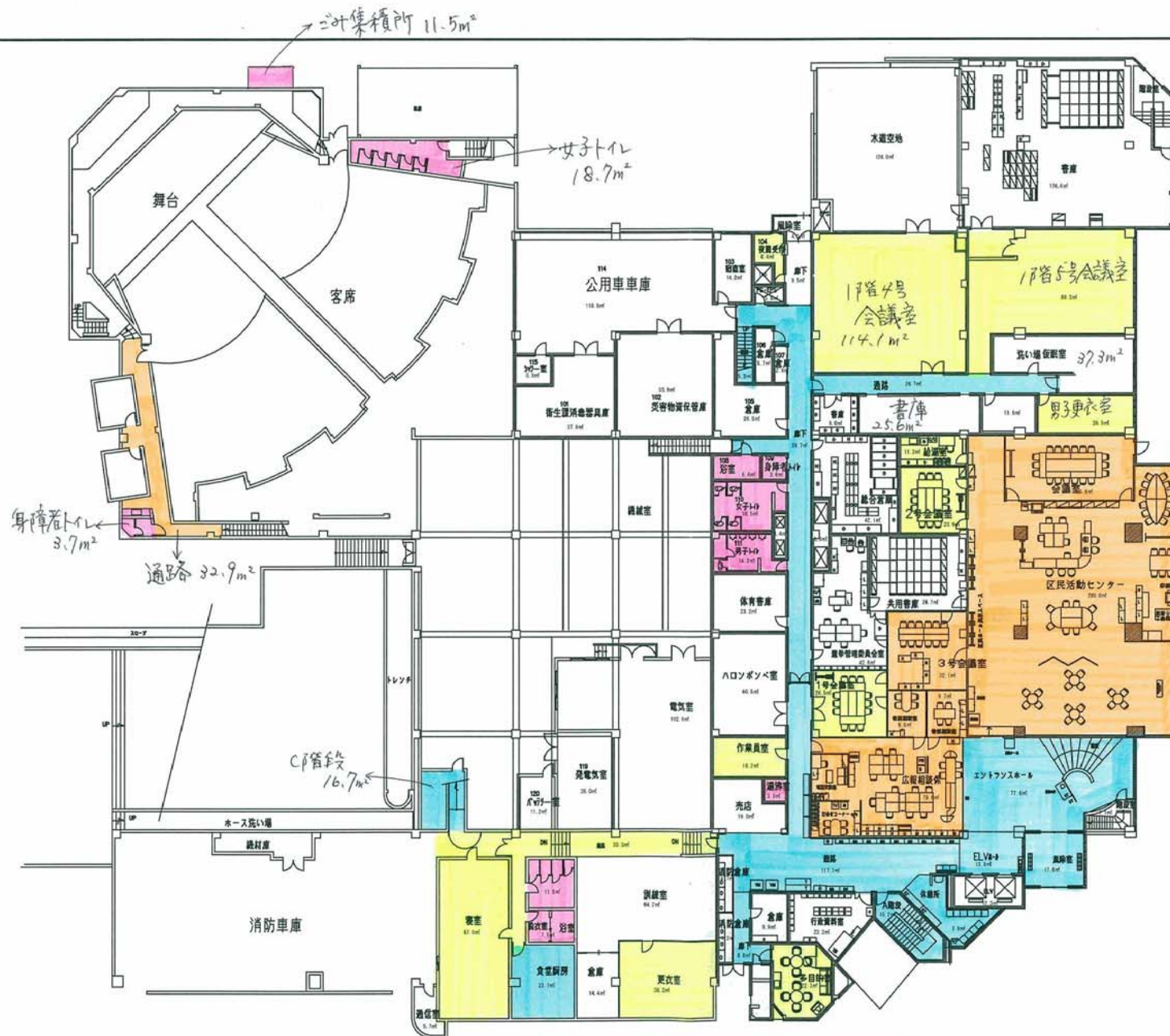
※ 部分の清掃について
 休養室は週に1日清掃することとし、
 それ以外の日は健診室待合いを清掃することとする。

1・2階計	
ア 日常清掃(毎日)	185.50 ㎡
イ 日常清掃(毎日)+(A)定期清掃・剥離	1349.60 ㎡
ウ (A)定期清掃・剥離(年5回)	1245.30 ㎡
エ (B)定期清掃・絨毯(年5回)	1387.10 ㎡
計	4167.50 ㎡

3・4階計	
ア 日常清掃(毎日)	127.00 ㎡
イ 日常清掃(毎日)+(A)定期清掃・剥離	857.90 ㎡
ウ (A)定期清掃・剥離(年5回)	1208.30 ㎡
エ (B)定期清掃・絨毯(年5回)	1430.20 ㎡
計	3623.40 ㎡

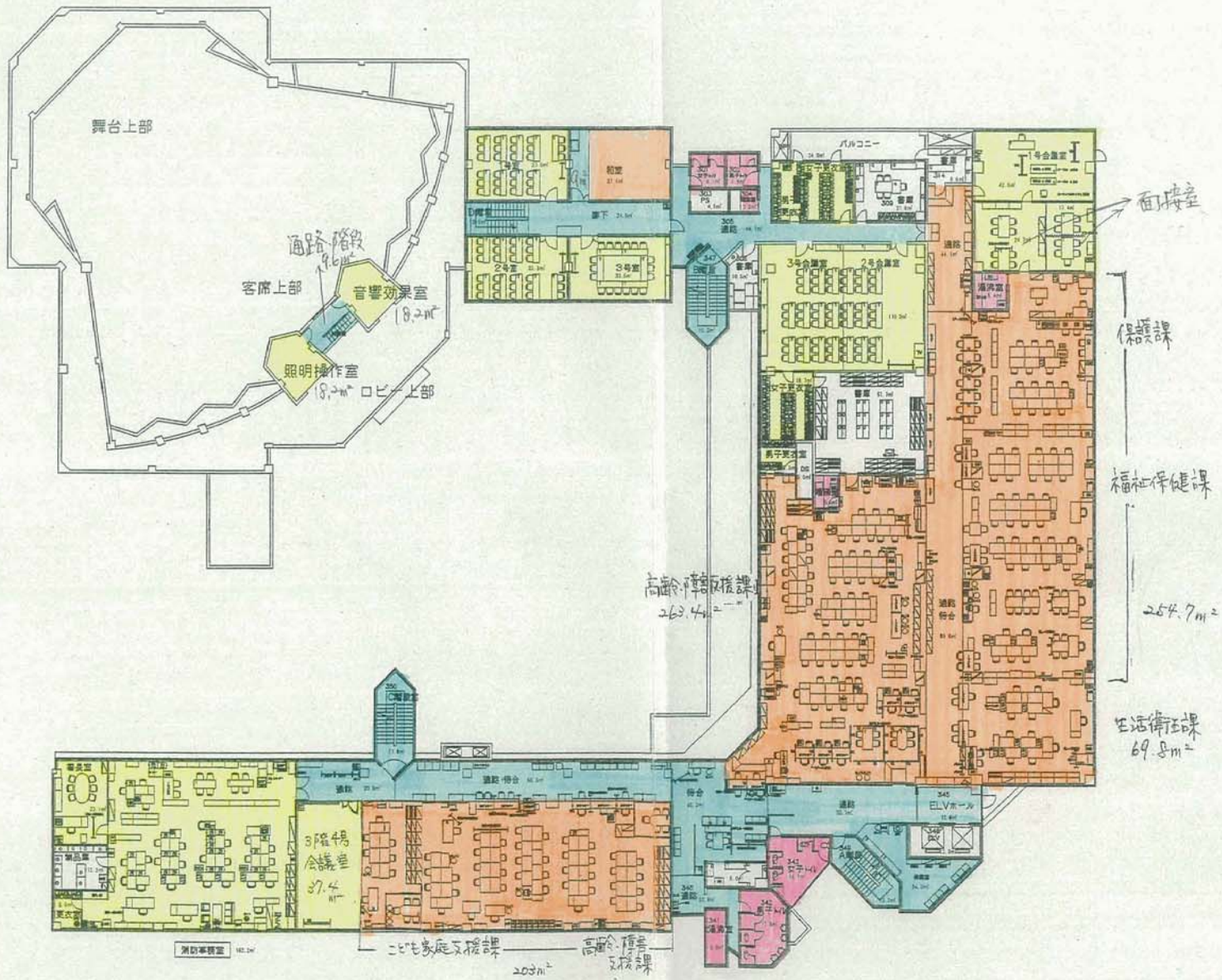
総計	
ア 日常清掃(毎日)	312.50 ㎡
イ 日常清掃(毎日)+(A)定期清掃・剥離	2207.50 ㎡
ウ (A)定期清掃・剥離(年5回)	2453.60 ㎡
エ (B)定期清掃・絨毯(年5回)	2817.30 ㎡
計	7790.90 ㎡

1F



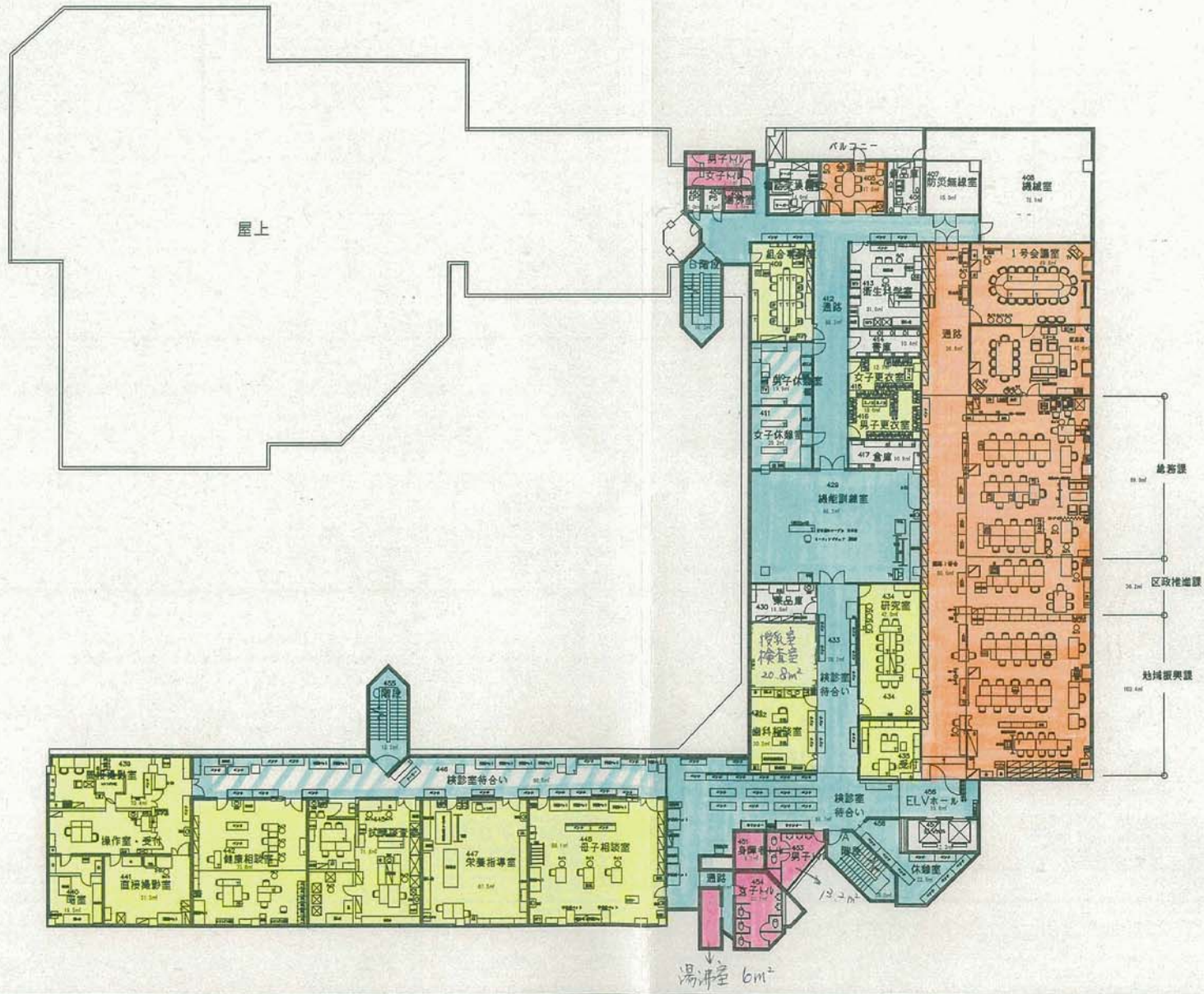
	受領	検図	設計担当	営業担当	尺度 1/300 (A3)	金沢区役所	殿	図面名称 1F 現状図
						工事名		図面番号

3F 現状図



採領	検図	設計担当	営業担当	尺度 1/300	顧客名 金沢区役所	図面名称 殿	図面番号
				設計年月日	工事名 3F		

4F



	受領	検図	設計担当	営業担当	尺度	1/300	顧客名	金沢区役所	殿	図面名称
							工事名	4F		図面番号